

議員提出議案第4号

藤岡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

藤岡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成19年3月16日提出

平成19年3月16日可決

提出者	山田 朱美	賛成者	神田 省明	賛成者	石井 竹則	賛成者	阿野 行男
賛成者	木村 喜徳	〃	稲垣 一秀	〃	岩崎 和則	〃	櫻井 利雄
〃	大久保協城	〃	平野 元久	〃	青柳 正敏	〃	三好 徹明
〃	西井 左近	〃	湯井 廣志	〃	佐藤 淳	〃	清水 保三
〃	冬木 一俊	〃	茂木 光雄	〃	松本啓太郎	〃	安田 肇
〃	橋本 新一	〃	久保 信夫	〃	大戸 敏子	〃	片山 喜博
〃	坂本 忠幸	〃	斉藤千枝子	〃	隅田川徳一	〃	永井 孝男
〃	塩原 吉三	〃	櫻井 定男	〃	反町 清	〃	串田 武
〃	針谷 賢一	〃	堀口 昌宏				

藤岡市条例第 号

藤岡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

藤岡市議会政務調査費の交付に関する条例（平成14年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、藤岡市議会議員（以下「議員」という。）」を「、藤岡市議会議員」に改める。

第2条中「、議員」を「、藤岡市議会議員（以下「議員」という。）」に改める。

第3条第1項中「、議員からの申請に対し」を「、各月1日（以下「基準日」という。）に在職する議員からの申請に対し」に改め、同条第3項中「年度の途中」を「基準日」に、「、その日の属する月までの月数分の政務調査費を交付する」を「、当月分の政務調査費は交付しない」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 年度の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務調査費を交付する。

第4条中「翌月分以降」を「翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

